

発議案第10号

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年6月26日

八千代市議会

議長 松井秀雄様

提出者	八千代市議会議員	奥山智	⑩
賛成者	八千代市議会議員	小林恵美子	⑩
	同	松崎寛文	⑩
	同	山口勇	⑩

## 提案理由

所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきたところである。その中小業者を支える家族従業者の働き分（自家労賃）は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、税法上必要経費として認められていない。この規定においては、事業主の控除額として認められる金額、配偶者では86万円、その他の家族では50万円という額が、家族従業者の給与収入となるが、このわずかな額では家族従業者にとって社会的・経済的な不利益を生じさせ、自立を困難にするものである。そもそも所得税法第56条は、戦前の家制度・世帯単位課税制度の名残であり、一人一人の人権を尊重する現行の憲法の精神に相反するとの指摘もある。

そのような中、平成26年1月から、事業所得等を有するすべての白色申告者に対し、記帳・帳簿等の保存が義務化され、青色申告者との差が実質なくなることからも、青色申告者と差別を設け、家族従業者の社会的・経済的な不利益を生じさせる所得税法第56条は早急に改正すべきである。

よって、本市議会において国に対し、家族従業者一人一人の働き分を認めない所得税法第56条を改正し、中小業者の自家労賃を必要経費として認めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月5日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様